

令和8年度 学校図書館司書教諭講習実施要項

鹿児島大学

1. 目的

この講習は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の資格を取得させるために、文部科学大臣の委嘱を受けて実施する講習です。

2. 受講資格

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者（養護・栄養・幼稚園教諭のみの場合は不可）
 (2) 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者

3. 講習科目、単位数及び担当講師

講習科目	単位	講師
学校経営と学校図書館	2	元鹿児島県立図書館企画指導係長（元公立中学校長） 川端 成實
学校図書館メディアの構成	2	元鹿児島国際大学特任准教授 岩下 雅子

4. 講習開催場所

鹿児島大学教育学部（鹿児島市郡元一丁目20番6号）

5. 講習期間

月		8月							
日		17	18	19	20	24	25	26	27
曜		月	火	水	木	月	火	水	木
講習科目	学校経営と学校図書館	○	○	○	○				
	学校図書館メディアの構成					○	○	○	○
備考		○印は講義の日を示す 講義：9時00分～17時50分（1日当たり7.5時間） 講義が行われない日は自己研修日とする。							

6. 受講者定員

各50名

7. 受講料

無料 ただし、講習科目によっては教材費が必要な場合があります。

8. 申込方法等

(1) 申込受付期間 **令和8年6月1日(月)～6月12日(金)**

※ただし、土・日曜日は除く。郵送の場合は必着。

(2) 提出書類

提出書類	2. 受講資格 (1)の該当者	2. 受講資格 (2)の該当者	書類申請 (※1)	摘要
①学校図書館司書 教諭講習申込書	○	○	○	所定の様式を使用。
②教育職員免許状 授与証明書	○		○	免許状を授与された都道府県の教育 委員会において発行。 複数の免許状を 有する場合は、いずれか1種類で可。 現在教諭として勤務している方は、教 員免許状を複写し、 所属する学校長の 原本と相違ない旨の証明 (※2)をそ れに付したもので代用可能。
③戸籍抄本	△		△	改姓により、免許状の氏名と現在の氏 名が異なる場合に提出。
④在学証明書およ び成績証明書		○		大学における在学期間及び6 2 単位 以上を修得した旨の証明書を提出。
⑤単位修得証明書	△	△	○	他大学等において、既に学校図書館司 書教諭講習規程第3条第1項の科目 を修得している場合は、当該大学等の 証明書を提出。鹿児島大学で修得した 単位については不要。
⑥返信用封筒 (受講許可通知用)	○	○		長3形封筒に宛名を明記し、110円切 手を貼付。(※3)
⑦返信用封筒 (成績通知用)	○	○		長3形封筒に宛名を明記し、110円切 手を貼付。(※3)
⑧返信用封筒 (修了証書送付用)	△	△	○	今回の受講で5科目全て修得予定の者。 角形2号封筒に宛名を明記し、490円切 手を貼付。(※3)
⑨メールアドレス	○	○	○	「学校図書館司書教諭講習申込書」提出 と同時に当係宛てにメール送付願いま す。 edugaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp 件名「学校図書館司書教諭講習申込」 内容「学校図書館司書教諭講習に申し込 んだ鹿大太郎です。」

○印は必ず提出が必要なもの、△印は該当者のみ提出が必要なもの

(※1) 書類申請について

学校図書館司書教諭講習規程第3条第1項に規定する講習科目5科目10単位を既に
修得している方が対象です。

(※2) 原本証明について

教員免許状(写し)の余白に、以下を記載してください。

「この写しは原本と相違ないことを証明する

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇学校 校長 〇〇〇〇 公印 ※公印のないものは無効。

(※3) 返信用封筒の宛名について

宛名は「〇〇（氏名） 行」や「〇〇（氏名） 宛」ではなく、事務作業簡略化のため、「〇〇（氏名） 様」としてください。

(3) 申込先

鹿児島大学教育学部学生係

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目20番6号 TEL: 099-285-7712

※郵送による申込の場合、封筒の表に「司書教諭講習申込書在中」と朱書きしてください。

(4) 出願書類の請求方法

- ① 鹿児島大学教育学部のホームページ（<https://edu.kagoshima-u.ac.jp/>）から、実施要項と申込書のダウンロードが可能です。
- ② 郵送による請求の場合は、返信用封筒（宛先を明記の上、140円切手を貼付した角形2号封筒）を同封し、「司書教諭講習実施要項請求」と朱書きして鹿児島大学教育学部学生係宛申し込んでください。

9. 受講者選定方法

受講希望者が定員を超える場合は、次の順位で受講者を選定し、受講許可書を交付します。

- ① 講習科目の全部又は一部を修得することにより、規程第3条第1項の表に掲げる全ての科目について、同表に掲げる数の単位を修得することとなる教諭
- ② 前記①以外の者及び大学に2年以上在学する者

10. 単位認定

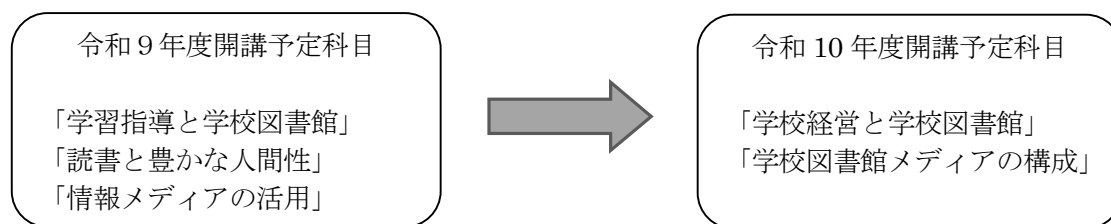
科目ごとに試験、論文、報告書等による成績審査に合格した場合に単位が認定されます。

11. 修了証書授与

規程第3条の定めるところにより10単位を修得した者に対して、講習の修了証書が授与されます。令和9年2月下旬～3月上旬に修了証書を送付予定です。

12. その他

- (1) 受講時は受講許可書を携帯してください。
- (2) 宿舎等の斡旋は行いません。また、駐車場は使用できないため公共交通機関をご利用ください。やむを得ず、車で通学する場合には、各自で近隣のコインパーキング等を利用願います。
- (3) 各講習科目とも単位修得のための条件として、すべての時間に参加する必要があります。公私を問わず、いかなる事由によっても欠席・遅刻・早退は認めません。また、個別の事情には一切対応できません。
- (4) 令和8年度に本学で実施する学校図書館司書教諭講習は2科目です。令和9～10年度は下記のとおりとなります。（隔年開講となりますので、ご注意ください。）



(5) 台風接近等に伴う危険回避のため、講師と協議のうえ講習日程を変更する場合は、講習の前日17時までに鹿児島大学教育学部ホームページ内「教育学部からのお知らせ」欄に掲載して連絡します。なお、講習前日に中止のアナウンスがない場合でも、講習当日の午前7時の時点で、鹿児島市に「特別警報」が発令されている場合は、当日の講習は中止とし、その場合の代替日は後日連絡します。

学校図書館司書教諭講習規程（抄）

（受講資格）

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の左欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の右欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

学校図書館司書教諭講習規則第3条第1項に規定する科目

科 目	単 位 数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

（修了証書の授与）

第6条 文部科学大臣は、第3条の定めるところにより10単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。